

情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業 審査要項

平成24年6月29日

情報技術人材育成のための実践教育
ネットワーク形成事業委員会

「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」の取組選定のための審査は、本審査要項により行うものとする。

I 審査方法

「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」（以下「本事業」という。）の審査にあたっては、外部有識者・専門家からなる「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面審査」及び「面接審査」を実施し、選定取組を決定する。

1 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。

なお、面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

3 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、合議により行う。

II 審査方針

1 評価項目

「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」の取組の選定にあたっては、以下の点に留意して審査を行う。

- (1) 我が国の情報技術分野における実践教育を推進するため、形成するネットワークが、連携する大学や地域の広がり等の面から見て、全国的なものとなっているか。

- (2) 形成するネットワークが効果的に機能するような、複数の大学及び産業界による組織・体制が構築される計画となっているか。また、事業を実施する大学間の役割分担が明確になっているか。
- ① 事業を円滑に遂行する上で必要なマネジメント体制が、代表校を中心として適切に整備されているか。
 - ② 事業を実施する大学及び連携企業等において、ネットワーク形成のための役割分担が明確にされているか。
 - ③ 事業実施期間中の各年度について、ネットワーク形成のための活動計画が適切に立てられているか。
 - ④ 事業を実施する大学及び連携企業等が互いに情報を共有するとともに、それぞれの意見を集約し、ネットワーク形成に適切に反映させる仕組みを設けているか。
 - ⑤ 経費の使途や支出計画が適切であり、費用対効果の高い取組内容となっているか。
- (3) ネットワークを形成する大学及び企業等が地域を越えて緊密に連携することにより、大学院修士課程の学生を主な対象として実践教育を行う計画となっているか。また、実践教育の実施方法及び手段が明確かつ効果的なものとなっているか。
- ① 実践教育の実施内容や実施計画が、情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するのにふさわしいものとなっているか。
 - ② 実践教育の指導体制が、教育内容・方法に照らして十分な能力を有する適切な者で構成されているか。
- (4) 実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の間で明確なコミットメントを得ているとともに、協力内容が明らかにされているか。また、連携する企業等については、情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業など、幅広い関係企業等を含んでいるか。
- ① 実践教育の実施にあたり、連携企業等の協力内容が明確になっているか。
 - ② 連携企業等には情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業等、幅広い関係企業が含まれているか。

- (5) 実践教育を行う情報技術の分野が明確になっており、かつ、当該分野について、実践教育による人材育成を行う必要性及び重要性が十分認められるか。
- ① 実践教育を実施する分野が明確になっているか。また、当該分野が、我が国の情報技術人材育成上の課題や産業界のニーズ等を踏まえ、実践教育を実施する必要性・重要性が十分認められるものであるか。
- (6) 個々の大学を超えた、全国の大学の実践教育の場としてふさわしい、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育を行う計画となっているか。
- ① 事業実施期間中の各年度について、実践教育に参加する学生数の見通しが明確になっているとともに、学生数が全国の大学の実践教育の場として適切な規模となっているか。
- (7) 本事業を実施する大学の学生以外の全国の学生や社会人が、本事業で行う実践教育を受けることができるものとなっているか。
- ① 本事業を実施する大学以外の学生等を受け入れる仕組みが構築されているか。
- ② ①の学生等の募集方法が明確かつ適切であり、各事業年度におけるおよその受け入れ人数について計画が立てられているか。
- (8) 本事業を実施する大学以外の大学の教員を、ネットワークの活動に積極的に参加させることで、実践教育を充実させるとともに、実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）の推進や、本事業の成果の全国的な普及を図るものとなっているか。
- ① 実践教育を実施するにあたり、本事業を実施する大学以外の大学の教員の協力内容が明らかになっているか。
- ② ①の教員を含め、本事業を実施する教員のファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施体制及び内容・方法等が明確であり、かつ適切であるか。

(9) 各年度の達成目標並びに中間評価及び事後評価の各時点における達成目標が国民にわかりやすい形で明確に設定されているか。特に以下の点について目標が設定されているか。

- ・ 実践教育の推進ネットワークに参加する大学数
- ・ 本事業で実施する実践教育を受ける学生数
- ・ 全国の大学に占める、情報技術分野の実践教育を実施する大学の割合
 - ① 各事業年度の達成目標が明確かつ適切に設定されているか。
 - ② 目標の達成状況を把握する方法が適切に定められているか。

(10) 本事業を実施する大学以外の大学や産業界等の有識者を構成員とする第三者評価組織を設置し、事業の検証や評価を実施するとともに、その結果等を踏まえて必要な改善策を講じ、事業の一層の充実に繋げることができるよう、PDCAサイクルが機能する仕組みが構築される計画となっているか。

- ① 事業の評価を適切に実施するための体制や評価方法が整備・構築されているか。
- ② 評価結果を事業の改善に結びつけるための方法が適切に定められているか。

(11) 形成したネットワークについて、支援期間終了後も自立的かつ発展的な活動を継続する計画となっているか。

- ① 実践教育への学生の継続的な参加、産業界との連携の継続及び必要な経費の確保等について、支援期間終了後も自立的かつ発展的にネットワークの活動を継続するための明確な方針及び計画が示されているか。

2 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1の各評価項目について、以下の基準に基づく3段階の評価を行う。

基準
A：優れている
B：普通
C：不十分

Ⅲ その他

1 開示・公開等

(1) 委員会の議事及び会議資料は、原則として公開することとする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・ 審査・評価に関する調査審議の場合
- ・ その他委員会が公開することが適当でない判断した場合。

(2) 委員会の議事要旨は、(1)に掲げる場合を除き、公開することとする。

(3) 選定された取組は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(4) 委員等氏名について

委員会の委員の氏名は審査終了後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わることはできないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が当該大学の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・ 委員が当該大学・学校法人の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。

(2) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

